

秋田県告示第145号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

令和元年8月13日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (キロメートル)
県 道	旧	本荘西仙北角館線	大仙市杉山田字川端18番1地先から 32番1地先まで		9.80～21.80	0.324
	新	本荘西仙北角館線	A	大仙市杉山田字川端18番1地先から 32番1地先まで	9.80～21.80	0.324
		本荘西仙北角館線	B	大仙市杉山田字川端18番1地先から 32番1地先まで	11.60～30.40	0.230

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(1) 場所 大仙市大曲上栄町13番62号 秋田県仙北地域振興局建設部用地課

(2) 期間 令和元年8月13日（火）から同月27日（火）まで（日曜日及び土曜日を除く。）